五MHzと一〇MHzの組合せ			
一MHz未満	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一八・四dBm以下の値		
一MHz以上五MHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）八・五dBm以下の値		
五MHz以上一四・九五MHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）一一・五dBm以下の値		
一四・九五MHz以上一九・九五MHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）二三・五dBm以下の値		

注　離調周波数は、送信周波数帯域の端（不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。）から不要発射の強度の測定帯域の端（送信周波数帯域に近い端に限る。）までの差の周波数とする。

八　設備規則別表第三号17(3)の総務大臣が別に告示するスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

1　基地局の送信装置

周波数	不要発射の強度の許容値
九kHz以上一五〇kHz未満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三dBm以下の値
一五〇kHz以上三〇MHz未満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三dBm以下の値
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三dBm以下の値
一、〇〇〇MHz以上一二・七五GHz未満（一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下及び二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下を除く。）	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三dBm以下の値
一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下	任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）四一dBm以下の値
二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）五二dBm以下の値

注　1　基地局が使用する周波数帯の端から一〇MHz以上離れた周波数帯に限り適用する。ただし、一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下の周波数帯にあっては、この限りでない。

2　複数の空中線から同一の周波数の電波を送信する送信装置にあっては、各空中線端子に不要発射の強度の許容値を適用する。

3　複数の搬送波を同時に送信する一の送信装置にあっては、当該複数の搬送波を送信した状態で、この表の許容値を適用する。この場合において、複数の空中線から同時に電波を送信する送信装置にあっては、各空中線端子に不要発射の強度の許容値を適用する。

2　七一八MHzを超え七四八MHz以下、八一五MHzを超え八四五MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、七四四・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の送信装置

周波数	不要発射の強度の許容値
九kHz以上一五〇kHz未満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が（一）三六dBm以下の値
一五〇kHz以上三〇MHz未満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三六dBm以下の値
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満（四七〇MHz以上七一〇MHz以下、七七三MHz以上八〇三MHz以下、八六〇MHz以上八九〇MHz以下及び九四五MHz以上九六〇MHz以下を除く。）	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三六dBm以下の値
四七〇MHz以上七一〇MHz以下	1　七一八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を使用するもの 任意の六MHzの帯域幅における平均電力が（一）二六・二dBm以下の値 2　1に掲げる以外のもの 任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三六dBm以下の値